一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）					
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物					
	鯨油					
	その他のもの					
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）					
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）					
一五〇七・九〇	その他のもの					
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物を混合したもの（第一五・〇九項の油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物					
	粗油					
	酸価が〇・六を超えるもの					
	ひまわり油					
	サフラワー油					
	その他のもの					
	ひまわり油					
	サフラワー油					
	その他のもの					
	ひまわり油及びその分別物					
	サフラワー油及びその分別物					
	綿実油及びその分別物					
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）					
一五一二・二一	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの					
	その他のもの					
一五一二・二九	その他のもの					
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの					
	その他のもの					

一五〇四・二〇	七%（その率がムに一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5				
一五〇四・三〇		A				
		A	三・五%			
一五〇五・〇〇		B7				
一五〇六・〇〇		A				
一五・〇七		R	六・四%			
一五〇七・一〇		B5				
一五〇七・九〇	一キログラムにつき一三円二〇銭	P				(1)
一五・〇八		X				
一五・〇九		A				
一五一〇・〇〇		A				
一五・一一		A				
一五・一二	一キログラムにつき八円五〇銭	B5				
一五一二・一一	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B7				
	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B5				
	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B7				
	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B5				
一五一二・一九	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B7				
	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B5				
一五一二・二一		A				(14)
		R				
一五一二・二九		A				
		R				(14)

一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A				
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五一四・一一	菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物					
	粗油					
	酸価が〇・六を超えるもの					
	その他のもの					
一五一四・一九	その他のもの					
	粗油					
	その他のもの					
一五一四・九一	とうもろこし油及びその分別物					
一五一四・九九	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五・一五	亜麻仁油及びその分別物					
一五一五・一一	粗油					
一五一五・一九	その他のもの					
一五一五・二一	粗油					
一五一五・二九	その他のもの					
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物					
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物					
	酸価が〇・六を超えるもの					
	その他のもの					
一五一五・九〇	その他のもの					
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物					
	その他のもの					
	酸価が〇・六を超えるもの					
	米油及びその分別物					
一五・一六	その他のもの					
	米油及びその分別物					
	その他のもの					
一五・一七	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し、又はエライジン化したものに限るものとし、更に調製したものを除く。）					
一五一七・一〇	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）					
	マーガリン（液状マーガリンを除く。）					

一五・一三		A				
一五・一四						
一五一四・一一						
一五一四・一九	一キログラムにつき一〇円九〇銭	B10				
	一キログラムにつき一三円二〇銭	B10				
	一キログラムにつき一三円二〇銭	B10				
一五一四・九一						
一五一四・九九						
一五・一五						
一五一五・一一						
一五一五・一九						
一五一五・二一						
一五一五・二九						
一五一五・三〇						
一五一五・五〇						
一五一五・九〇	一キログラムにつき八円五〇銭	B7				
	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B7				
		A				
一五・一六						
一五・一七						
一五一七・一〇	一キログラムにつき八円五〇銭	B15				
	一キログラムにつき八円五〇銭	P				(2)
		A				
		A				
		X				
		P	二九・八%			(3)